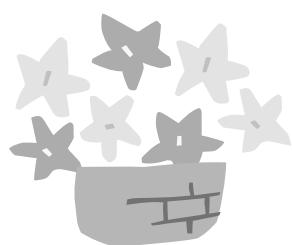


### ■2 形を上手に取れない子

発達に違いのある  
子どもたち

# 『発達性読み書き障がい （発達性ディスレクシア）』（中編）



だと言われる、そのような子ども達に苦手な読み書きに対し、配慮のない努力を強いることは、できない自

分を自覚できる子ども達に、劣等感と孤独感を積み重ねていくだけの結果となります。

3月号前編に引き続き、発達性読み書き障がい（以下ディスレクシア）について説明します。ディスレクシアの症状は「字を読んだり書いたりするのが苦手」ですが、聴力や視力に問題はないのです。

ばやけたり、動いたり、二重に見えたりしていることもあります。また、作業記憶（ワーキングメモリー）が弱く、黒板を見てノートに写す間に忘れてしまったり、答えが解って手を挙げているうちに忘れてしまったり、テストの問題文を読み終えた時には書かれていたことを忘れてしまうことがあります。このように、ディスレクシアを持つ子の困難さは一人一人違います。

「字」という記号と、ことばの「音」が結びつきにくい高次脳機能障害がいです。そのため、一音一文字対応のひらがなは読めても、一文字にいくつもの読み方がある漢字は読めない、ゴシック体は読めても明朝体は読めない、文字そのものが歪んだり、

に、ディスレクシアを持つ子の困難さは一人一人違います。

馬で丑ノノトカニ。伊勢守  
シルヒテ「ちゆ山は」此地お  
ちゆつや。無故のノーマン  
神ツ要ゆる行罪體だせやゆ  
リ。ノーマンレバセハ内侍  
也。丑ツトヘツ黙レ。本體を  
せし狀にし狀にひつて觀る  
ぬ。斯レハテヤハガハ師  
ニ共ヤ。餘り母、御内侍ハ  
トツヒニモヒツヨリセ。あ  
ぢれも、だら豆ひて行召ぶ  
やせられむねひて行召  
つかひセ。

文字が歪む・逆さ文字に見える

## 合理的配慮について

平成28年4月1日より「障がい者差別解消法」が施行されました。

この中の「合理的配慮」とは、行政機関等（学校も含む）は障がいを持つ人（子ども）が、社会的障壁の除去を申し出た場合、その実施に伴う負担が大き過ぎなければ、その人の状態に応じた配慮をしなければならない、というものです。

ディスレクシアの子ども達は「学び方の違う子ども達」であり、合理的配慮を必要とします。周囲の子ども達と同じ速度で、同じやり方で進んで行くためには、5倍～10倍の努力が必要とし、あまりに読み書きにエネルギーを使い過ぎていると、学習の楽しさや達成感というものを味わえぬまま過ごしていかなければなりません。

第一の配慮は、読み書きが苦手なことで周囲の子どもから非難を受けたり、大勢の前で叱られたり馬鹿にされたりという環境を、絶対に作らないということです。

## 読み書きが苦手な子どもへの合理的配慮

まずはお子さんが、何ができるかを把握した上で、本人が便利であると思う方法、その子の方法を選択していく必要があります。

例えば授業中、時間内に黒板の文字を写せない子には、あらかじめ板書の予定を渡しておく・板書の写真を撮る、聞きな

がら書くことが  
難しい子には録音機能を使うなど、パソコン、iPadなどの電子機器を活用する

ことでも合理的配慮です。ほかに宿題を写真で撮り、アプリを使って活字で解答を入れ込んだり（UPAD3）、写真のプリントの文字を読み上げたり（タッチ&リード）といふことも可能です。

アデイジー教科書は、公益財団法

協会により、学校で使用する教科書を無償でデジタル化したもので、パソコンやiPadで読み上げてくれます。

具体的な合理的配慮に関しては、文部科学省サイト、ICT活用ハン

ドブック（筑波大学）なども参考になります。次回では、家庭での配慮や読み書きにつながる様々な練習方法について触れていきたい

と思います。

市では、「障がいのある人、ない人にかかわらず、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としてさまざまな施策に取り組んでいます。

今回も、市内で子どもの発達支援に取り組まれているNPO法人「まいすてつぶ」から、発達に違いのある子ども達について市民の皆さんに正しく理解いただくために、文章を寄稿していただきました。



「ごんごつね」DAISY版 著者：新美 南吉 絵：画工舎  
製作：(公財)日本障害者リハビリテーション協会

### 参考文献

- ・読み書き障害（ディスレクシア）のすべて／サリー・シェイウイット
- ・急けてなんかいない！ゼロ・シーズン、セカンドシーズン／品川裕香
- ・キミはキミのままいい／NPO法人EDGE
- ・南雲明彦オフィシャルサイト／ディスレクシアについて
- ・エンジョイ・デイジー／公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- ・ICT活用ハンドブック／筑波大学文部科学省調査研究委託事業
- ・「合理的配慮について」資料／文部科学省